

保育の実施基準(別表1)

番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育の実施の期間	
1	就 労 ※内定を含む	月 20 日以上勤務	①1 日 8 時間以上就労している。	30	最 長 就 学 前 ま で	
			②1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	28		
			③1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	26		
		月 16 日～19 日勤務	④1 日 8 時間以上就労している。	28		
			⑤1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	26		
			⑥1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	22		
		月 13 日～15 日勤務	⑦1 日 8 時間以上就労している。	18		
			⑧1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	16		
			⑨1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	14		
2	出 産	出産予定月を中心に前後 2 か月の期間にある。	30	5 ヶ月		
3	疾 病	入院	①1 か月以上入院している又は入院予定である。	30	最 長 就 学 前 ま で	
			精神疾患	②家事及び身辺処理ができない状態である。		25
		③家事又は身辺処理ができる状態である。		20		
		居宅内療養	一般療養	④寝たきりである。		30
				⑤医師から 1 か月以上の安静を要すると診断を受けている。		25
		⑥医師から 1 か月以上の通院加療を要すると診断を受けている。	18			
心身障害	⑦身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳Ⓐ若しくはA又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している。	30				
	⑧身体障害者手帳 3 級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳 2 若しくは 3 級を所持している。	26				
	⑨上記以外の身体障害者手帳を所持している。	14				
4	看 護 介 護		①1 か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	最 長 就 学 前 ま で	
			②寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28		
			③要介護 3 から 5 までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳Ⓐ若しくはA若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	28		
			④要介護 1 若しくは 2 の認定を受けた親族又は身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 2 級若しくは 3 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	24		
			⑤医師から 1 か月以上の安静を要すると診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23		
			⑥上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14		
5	災 害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30			
6	就 学 ※予定を含む	月 20 日以上通学・通所	①1 日 8 時間以上就学している。	30	最 長 就 学 前 ま で	
			②1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。	28		
			③1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。	26		
		月 16 日～19 日通学・通所	④1 日 8 時間以上就学している。	26		
			⑤1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。	24		
			⑥1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。	20		
		月 13 日～15 日通学・通所	⑦1 日 8 時間以上就学している。	16		
			⑧1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。	14		
			⑨1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。	12		
		⑩上記以外で就学している場合。(ただし月 13 日以上かつ 1 日 4 時間以上。)	10			
7	育児休業中 (継続利用が必要な場合)	第 2 子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合。	20	必要な期間		
8	求職活動	求職活動中である。	5	4 か月		
9	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	30	必要な期間		
10	配偶者の不在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚(婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。)である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。	30	最長就学前まで		

11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて、明らかに保育を必要としていると認められる。	30～5	必要な期間
----	-----	---	------	-------

- 備考 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。
- 4 就労証明書等が未提出により、保護者の状況が確認できない場合は、別表1の最低点（5点）を適用する。
- 5 令和5年4月1日以後に佐倉市立南志津保育園の在園児童の保護者が他の市内の保育園等への転園を希望するときは、合計指数に10点を加える。

(別表2)

番号	条 件	調整指数
1	虐待、家庭内暴力等のおそれがあり、社会的養護が必要であること。	30
2	ひとり親世帯であること。	20
3	家庭的保育事業等の卒園後、希望の保育所、認定こども園又は事業所内保育事業に空きがなく、入園保留となっていること。	20
4	保護者のいずれかが保育士資格、看護師資格又は准看護師資格を有しており、かつ、市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。）。	20
5	育児休業取得により一時退園（出産予定月を中心に前後2か月の期間における退園に限る。）をし、育児休業明けにより再入園を希望していること（申請児童以外の兄弟姉妹を含む。）。	14
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高いこと（6か月以内に失業し求職中である場合に限る。）。	13
7	里親世帯であること（里親申請中を含む。）。	12
8	保護者のいずれかが市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。番号4とは重複しない。）。	11
9	生活保護世帯であること。	10
10	離婚調停中又は離婚裁判中であること。	9
11	保護者のいずれかが千葉県外（東京都、埼玉県及び茨城県を除く。）に単身赴任している世帯であること。	8
12	申請児童以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が保育園等（認定こども園にあつては、保育所等であるものに限る。以下「特定保育園等」という。）に在園していること。	7
13	転入前に特定保育園等に在園し、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること。	6
14	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設を有料で2か月以上利用し、当該施設の証明書の提出があること（育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。）。	6
15	産後休暇明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定であること（番号5とは重複しない。）。	5
16	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること。	5
17	兄弟姉妹が別々の特定保育園等に入園しているため、同一の特定保育園等への転園を希望していること。	5
18	双子が同時に特定保育園等の利用申込み（転園を除く。）をしている世帯であること（三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。）。	4
19	兄弟姉妹2人以上で同時に特定保育園等の利用申込み（転園を除く。）をしている世帯であること（番号5及び12とは重複しない。）。	4
20	小学校6年生以下の子が3人以上いる世帯であること。	3
21	保護者以外の同居の65歳未満の祖父母が保育可能であること。	-10
22	正当な理由なく入園を辞退し、当該年度内に再度利用申込みをしたこと。	-20
23	申請児童又は申請児童の兄弟姉妹が在園し、又は過去に在園しており、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく3か月以上滞納していること。	-30

○同点の場合の選考方法・・・合計点数が同じ者の間の優先順位は、次のとおりとします。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| (1) ひとり親世帯の方 | (8) 市町村民税所得割のみ非課税の世帯の方 |
| (2) 別表1の合計点数が高い方 | (9) 入園保留又は転園保留の期間が長い者 |
| (3) 別表2のうち上位の番号が付される方 | (10) 市町村民税所得割額が低い方 |
| (4) 生活保護法に基づく保護を受給している方 | |
| (5) 市町村民税非課税世帯かつ在宅障害児（者）のいる世帯の方 | |
| (6) 市町村民税非課税世帯の方 | |
| (7) 市町村民税所得割のみ非課税の世帯で在宅障害児（者）のいる世帯の方 | |